組合員の皆様へ

JAわかやま

労働者を雇用している農業者等の皆様へ　熱中症対策が義務となります！

令和7年6月1日から、法律が変わりました

最近の猛暑で、畑やハウスなどで熱中症になって命を落とす事故が増加しています。
そのため、職場での熱中症を防ぐために、**「労働安全衛生規則」**が変わりました。

労働者を雇用している農業者・農業法人の皆様は、次のような条件で作業する場合は必ず熱中症対策（以下の「義務となる内容」）が必要となります。

※気温が31度以上で1時間以上連続して作業する、または1日に4時間を超える作業をする場合

義務となる内容

① 早期発見のための体制を作る

○「具合が悪いかも」と感じた人や、周りで心配な様子の人を見つけた人が、すぐに知らせられるような仕組みを作りましょう。

※見まわりを定期的に行う。
※みんなで声をかけ合う。

② 重篤化を防ぐための対応マニュアルを作る

○もし誰かが熱中症の症状がある場合に、あわてず正しく対応できるように、手順（マニュアル）を用意しましょう。

※連絡先（リーダー・救急・病院など）
※どうやって応急処置するかの流れ。
※病院へ連れていくときの判断目安。

③関係者への周知方法

○マニュアルを作っても知らなければ意味がありません。
○いざという時、誰でもすぐに対応できるようにしっかり伝えましょう。
※朝のミーティングなどで説明する。
※作業場や休憩所に掲示する。
※メールや連絡アプリで送る。

<u>マニュアルの準備もお忘れなく！</u>
この用紙の裏面には、熱中症が起きたときの対応マニュアルのひな形（見本）があります。農場や作業の内容に合わせて、必要な情報を書き込んで、労働者に対して周知できるよう準備しておきましょう。

⚠違反した場合は「罰則」もあります・6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金になることもあります（労働安全衛生法 第119条）

QRコードをスマートフォンで読み取るとご案内が表示されます。

(厚生労働省)
職場における熱中症対策の強化について

(農林水産省)
熱中症予防について

「熱中症」対応マニュアル

A
- 熱中症発症または熱中症患者発見
- **B　熱中症担当者**　に連絡
- 作業を中断して応急処置
  ※涼しいところへ避難
  ※衣服をゆるめ体を急速冷却
  ※水分・塩分補給など

A：あなた
（発症者・発見者）
B：熱中症担当者

症状が改善したか

はい

A　経過観察

体調が安定したか

いいえ

A　B　熱中症担当者　に再連絡

Aまたは**B**
救急隊要請　または　近くの病院へ搬送

対応を救急隊または病院に任せ、指示に従う

はい

対応終了

熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 緊急時の連絡先（B：熱中症担当者）

担当者：

TEL：

- 上記連絡先に連絡がつかない時は応急処置や救急隊要請を優先し、事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請
１１９番！

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、**すぐに救急隊を呼んでください！**
（熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！）

※本資料は農林水産省が作成した資料をもとに、ＪＡわかやま営農部にて加工作成しています。